

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第4部門第1区分
【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公開番号】特開2010-84407(P2010-84407A)
【公開日】平成22年4月15日(2010.4.15)
【年通号数】公開・登録公報2010-015
【出願番号】特願2008-253983(P2008-253983)
【国際特許分類】

E 0 2 D 29/14 (2006.01)

【F I】

E 0 2 D 29/14 E

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月26日(2011.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓋本体とこの蓋本体を開閉可能に支持する受枠とを備えた地下構造物用蓋において、前記蓋本体は、周囲に縁部を有し、この縁部に囲まれた部分を窪部とした鑄鉄製のフレームと、前記フレームの窪部に装着可能な樹脂製のベースプレートとを備え、前記ベースプレートは、前記フレームの窪部に嵌め込まれて着脱可能に固定されたことを特徴とする地下構造物用蓋。

【請求項2】

前記ベースプレートに、情報表示プレート、ICタグ等の情報伝達媒体が取り付けられた請求項1に記載の地下構造物用蓋。

【請求項3】

前記ベースプレートの外周に、前記フレームの縁部内径よりわずかに径大となる突起部が全周にわたり形成された請求項1または請求項2に記載の地下構造物用蓋。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、蓋本体とこの蓋本体を開閉可能に支持する受枠とを備えた地下構造物用蓋において、前記蓋本体は、周囲に縁部を有し、この縁部に囲まれた部分を窪部とした鑄鉄製のフレームと、前記フレームの窪部に装着可能な樹脂製のベースプレートとを備え、前記ベースプレートは、前記フレームの窪部に嵌め込まれて着脱可能に固定されたことを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

図2は、蓋本体200の構成を示す分解斜視図である。蓋本体200は、周囲に縁部211を有し、この縁部211に囲まれた部分を窪部212として略盆形状に形成した鋳鉄製のフレーム210と、このフレーム210の窪部212に装着可能な樹脂製のベースプレート220とを備え、ベースプレート220はフレーム210の窪部212に嵌め込まれて着脱可能に固定される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図5】

